

板橋区先進自治体施策調査研究実施要綱

平成 26 年 8 月 11 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区職員を先進的な施策に取り組む自治体等に派遣し、広い視野の養成と意識改革、政策形成能力の向上及び区政への成果の反映を目的とする先進自治体施策調査研究（以下「研究」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究課題)

第 2 条 研究課題は、区政に関連する諸課題で、他の自治体等における先進的な施策の視察が必要なものとする。

(対象職員)

第 3 条 対象職員は、板橋区職員とする。

(申請)

第 4 条 研究を希望する者は、別に定めるところにより総務部長に申請しなければならない。なお、申請にあたっては所属長の推薦を必要とする。

(研究生)

第 5 条 研究生は、前条の申請者のうち、総務部長が選考により決定した者とする。

(服務)

第 6 条 服務の取扱いは研修とする。

(旅費の支給)

第 7 条 研究に係る旅費については、別に定めるところにより支給する。

(報告書)

第 8 条 研究生は、研究終了後 30 日以内に報告書を作成し、所属長を経由して総務部長に提出しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

この一部改正は、決定日より施行する。